

頁	新	旧
P. 16	(がけ附近の建築物) 第8条 (略) 〈解説〉 1～7 (3) (略) 7 (4) 第2項第(1)号について ア 「建築基準法施行令第142条に適合する擁壁」 ・建築基準法による工作物としての擁壁は、令第142条の規定に基づいて、仕様規定のほかに平成12年建設省告示第1449号で定められる構造計算が義務づけられる。この告示第3の規定により、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に適合する擁壁は令第142条に適合することになる。 7 (4) イ～(7) (略)	(がけ附近の建築物) 第8条 (略) 〈解説〉 1～7 (3) (略) 7 (4) 第2項第(1)号について ア 「建築基準法施行令第142条に適合する擁壁」 ・建築基準法による工作物としての擁壁は、令第142条の規定に基づいて、仕様規定のほかに平成12年建設省告示第1449号で定められる構造計算が義務づけられる。この告示第3の規定により、<u>宅地造等規制法</u>に適合する擁壁は令第142条に適合することになる。 7 (4) イ～(7) (略)